

(様式 1－3)

福島県（南相馬市）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和6年4月時点

NO.	142	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) 岡田地区(基金型)	事業番号	(5)-40-71
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費		(920,182) 1,060,842千円	全体事業費	(978,212) 1,063,033千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。					
しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が見られる。					
特に農用地については8カ年に渡り作付けを休止しているため荒廃が進んでいる。					
よって、本事業を導入することにより、大区画化等、効率的に営農を行える基盤を整備するとともに、担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の営農再開を加速化させるものである。					
事業概要					
本地区は東日本大震災以降、上述のとおり営農再開が困難な状況となっている。しかし、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強いため、基盤整備により、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進することを目指す。					
このため、農地整備事業を実施する。					
受益面積 A=32.1ha (岡田(おかだ)地区)					
【申請に係る事業概要】					
第46回申請については、整地工、排水路工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。					
【南相馬市復興計画】					
主要施策3(経済復興)－基本施策3-1(産業の再生)－主な方策(農林水産業への支援)					
被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。					
【福島県復興計画】					
6 農林水産業再生プロジェクト2 農業の再生－④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備					
【工期延長】(令和6年1月10日)					
本地区は、平成30年度に事業採択され、令和6年度の事業完了に向け鋭意施工中のほ場整備地区である。しかしながら、工事施工にあたり下記の事態が生じたため、工期の変更を要望したい。					
本地区においては、軟弱な地盤に対する補完要望について、当初の想定以上に軟弱な地盤が広く分布しており、補完工事完了に約1年の遅れが生じた。このため、確定測量による面積確定及び換地処分に遅れが生じ、令和6年度の事業完了が困難となったことから、工期を1年間延長したい。					
当面の事業概要					
<平成30年度>					
実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業					
<平成31年度(令和元年度)>					
区画整理工(A=7.1ha)、換地業務、用地買収・補償、農業経営高度化支援事業					
<令和2年度>					
区画整理工(A=4.8ha)、暗渠排水工、実施設計、用地買収・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業					
<令和3年度>					
区画整理工(A=20.2ha)、暗渠排水工、実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業					

<令和4年度>

暗渠排水工、用水路工、排水路工、道路工、測量設計、補償、換地業務、農業経営高度化支援事業

<令和5年度>

用水路工、排水路工、道路工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業

<令和6年度>

整地工、排水路工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業

<令和7年度>

整地工、換地業務、農業経営高度化支援事業

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本地域は避難指示区域であったことから、農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。

関連する事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

